

2004/5

DaimlerChrysler

倫理規定

DaimlerChrysler Integrity Code

Our Shared Beliefs and Values

Our Culture

- Customer Focus
- Teamwork
- Openness
- Innovation
- Inspiration
- Agility

Our Performance

- Quality
- Excellence
- Responsibility
- Speed
- Profitability

2003年11月

従業員の皆様へ

全従業員に適用されるダイムラー・クライスラーグループ倫理規定の初版は1999年7月に発行されました。

今回の改訂版は、ダイムラー・クライスラー社経営陣と世界従業員委員会が国連の「グローバル・コンパクト」を基にした共同の取り組みである「社会的責任の原則」の内容が追補されたものとなっています。

「社会的責任の原則」は、世界に広がるダイムラー・クライスラーの全ての拠点における労働条件と労使関係について最低限の基準を定めたものであり、グローバルに展開するダイムラー・クライスラーの社会的責任を表明したものです。

この目標を達成する為に根本的に重要な事は、全世界で認められている企業イメージと高い名声を、社会、顧客、ビジネスパートナーの間で維持することです。

そのためには、従業員一人一人の倫理的で責任ある行動が不可欠です。

ダイムラー・クライスラーの倫理規定は、業務の中で起こりうるあらゆる状況を網羅しているものではなく、ダイムラー・クライスラーグループの全従業員に対する行動指針にすぎません。より詳細なアドバイスが必要な場合は、上司または本倫理規定に記載されているビジネスビジネスプラクティスオフィスまでご相談下さい。

今後、この原則を皆様が行動する際の基準とされ、ダイムラー・クライスラー、製品、サービスへの高い名声を維持されますようお願い申し上げます。

取締役会

ユルゲン・E・シュレンプ

ギュンター・フライク

目 次

I. 一般的原則	5
1. グローバル・コンパクトとダイムラー・クライスラー社会的責任の原則	8
2. 一般的行動規則	8
II. 適用	5
III. 公職者に対する対応	5
1. 政治献金	8
2. 報酬、融資	8
IV. 利害問題の対立	8
1. サプライヤー、ディーラー、顧客、ビジネスパートナーとの関係	8
2. 外部活動	10
3. 株式所有	10
4. ダイムラー・クライスラーの代表として	10
V. 内部統制	11
1. 資産と情報の保護	11
2. 内部統制 / レポート / 記録保持	11
3. 投資家との関係 / インサイダートレーディング	11
VI. 品質	12
VII. ダイムラー・クライスラー社会的責任の原則	12
VIII. 環境保護	15
IX. 高い倫理水準へのコミットメント	15
X. 競合他社およびビジネスパートナーとの関係	15
XI. 国外政府機関及び顧客との関係 - 国際通商法	17
XII. 倫理規定の遵守	18
1. 問合せ先	18
2. 処罰	19

I. 一般的原則

1. グローバル・コンパクトとダイムラー・クライスラーの社会的責任原則

グローバル・コンパクトとは、人権尊重、雇用確保、環境保全といった基本原則に対する民間企業の支持を促進するため、国連のアナン事務総長が提唱しているイニシアチブです。国連と民間企業とが合意する事により、これらの原則を実現する責任ある行動を規定するグローバルな枠組みを創出するものです。2001年秋、ユルゲン・シュレンプ CEO はダイムラー・クライスラー社を代表してこのグローバル・コンパクトに調印しました。

2002年9月、世界各地のダイムラー・クライスラーの経営陣と従業員の代表により、グローバル・コンパクトを実現するためのダイムラー・クライスラー社会的責任の原則が承認されました。

これらの原則は、国際的に認められている人権の保護、雇用機会均等の原則を支持し、不法な差別を排除するというダイムラー・クライスラーのコミットメントを宣言したものです。これらの原則は、適用される法規の範囲内でダイムラー・クライスラーが「同一価値労働同一賃金」、ならびに搾取的労働条件の排除の原則を遵守するための要件を網羅しています。これらの原則はまた、全世界の職場における従業員の安全と健康の確保に対するダイムラー・クライスラーの関心を表しています。

ダイムラー・クライスラーは、社会的責任が企業としての長期的繁栄を築く上で重大な要因であることを確信しています。それは、価値を重視し持続的に収益をあげる企業経営の結果でもあり、またその前提条件でもあります。

社会的責任の原則は全世界的で適用されます。国際協力を成功させる為には機会の均等がその前提となることから、これらの原則の策定に当っては、文化の違いや社会的価値観の多様性が考慮されています。これは、全ての従業員が不法な差別を受けることなく、その適性・能力・実績に応じて任命され、支援を受け、また成長する事が認められている事を意味しています。

グローバル・コンパクトおよび社会的責任の原則が成功を収める為に重要な事は、全ての従業員がその狙いをしっかり認識する事です。次項の「一般的行動規則」では、管理者および従業員の行動基準が拘束力のある形で規定されています。サプライヤー、その他ビジネスパートナーとの取引、ならびに政党や当局との接触もまた規制の対象となります。これに加えて、環境保護の指針も設定されています。

2. 一般的行動規則

2.1 ダイムラー・クライスラーの従業員が守るべき行動規則

すべての従業員は協力的な関係を基調とする企業文化の育成に寄与するものであり、お互いに対する寛容と尊敬は経営陣と従業員双方の根本的な信念の一部となっています。さらに、各従業員は責任ある倫理的行動を真摯に心がけています。各個人の尊厳は尊重されなければなりません。相互間の尊敬は内面的信念と行動への意思によって支えられます。このようにしてはじめて開かれた寛容で協力的な環境が作られるのです。

2.1.1 従業員の行動規則

ダイムラー・クライスラーは、管理者・非管理者の別なく、全ての社員がお互いの行動を通じて、積極的な雰囲気作りに寄与することを期待しています。協力関係を通じて他の文化や考え方を知る事は、全ての従業員を豊かにします。また、それは従業員の意欲を引き出し、持続的な企業活動の成功と価値創造の基礎となるものです。

2.1.2 管理者の行動規則

管理者は業績結果、価値重視の管理を行う事により、生産的な行動を支援します。管理者の行動は、全ての従業員の尊厳を尊重する事において模範を示すものでなければなりません。管理者は従業員とのオープンな関わりを通して、従業員の士気を高め、アイデアの自由なやりとりが行われるような職場雰囲気を作ります。管理者は、礼儀正しい態度、寛容、お互いへの思いやりを通して、他の人々との円満で生産的な関係を育みます。

2.2 第三者との取引における行動規則

全ての従業員、特に管理者は、その行動がダイムラー・クライスラーを代表している事を認識しなければなりません。その行動は、ダイムラー・クライスラーの社外からの評価とともに、社内文化に対しても影響を及ぼします。全ての従業員は、他の人々(顧客およびダイムラー・クライスラーと業務関係を持つ外部の人々を含む)に対する際に、自らがその人々に処遇されたい様に行動する事が期待されています。これは、社内で働く他社の社員についても適用されます。

II. 適用

あなたの責任

従業員は各自ダイムラー・クライスラーの倫理規定、ポリシー、ガイドラインを十分に理解した上で、その内容と精神を遵守する責任があります。また、該当する場合は雇用契約、就業規則、行動基準にも従う必要があります。ダイムラー・クライスラーの評判を守るということは、ダイムラー・クライスラーの倫理規定を常に遵守することを意味します。勤務時間外でもダイムラー・クライスラーの代表として見られているのです。また従業員同士がこの倫理規定を守るように奨励し合い、そして会社として規程を遂行していくことに協力することも重要です。ダイムラー・クライスラー社の評判または会社の存在そのものが危機にさらされているかもしれないのです。

適用範囲

会社の目標の性質によっては、この倫理規定の他により詳細な行動基準が必要となる場合があります。その場合は人事部と協力して、特定の部署、地域、各業務で補足となる規準を作成してください。

法律の遵守

ダイムラー・クライスラー倫理規定の基本方針は関連法規を完全に遵守しながらビジネス活動を実施していくダイムラー・クライスラー社の決意に基づいています。自分の職務に関連する法律、規則を認識し、これらを遵守し、部下にもこれら法規を伝え、遵守するよう監督することは皆さんの責任です。

III. 公職者に対する対応

1. 政治献金

政党、委員会、政治的地位に就こうとする候補者または既に政治的地位にある人物にダイムラー・クライスラー社およびダイムラー・クライスラーの子会社が金銭、贈物、融資やサービスを提供することは、関連法や地域の法律に則し、かつダイムラー・クライスラー取締役会で事前に承認されている場合のみ認められます。

2. 報酬、融資

ダイムラー・クライスラー社、子会社、関連会社、関係者に対するビジネスの獲得、維持、指導を目的として、ダイムラー・クライスラー社および子会社の報酬や融資、個人資金、高価な物品を政府高官や公務員に譲渡することは禁じられています。

IV. 利害問題の対立

1. サプライヤー、ディーラー、顧客、ビジネスパートナーとの関係

従業員は会社の利益と対立するまたは対立する可能性のある個人利益の追求及び金融活動をすべきではありません。また会社の職務を遂行するにあたり、決断や行動に影響を与える、または与える可能性のある個人の利益や金融活動も避けなければなりません。特に、贈物、食事、接待、ビジネスパートナーからの利益に関する下記のガイドラインに従わなければなりません。

1.1 ダイムラー・クライスラーの従業員はビジネスパートナーに接待、食事、贈物、心付け、又は個人的なサービスや利益を要求したり、教唆してはいけません。

1.2 ビジネスパートナーのゲストとして受ける食事の接待は、相手から自発的に申し出たもので、業務上正当な目的があり、必要と思われる場合のみ受けてもかまいません。(例：セミナー又はミーティング中の昼食、ミーティング後のカクテルレセプション、継続的な仕事中の夕食)。従業員はビジネスパートナーが支払った食事や接待の性質、頻度を上司に報告する義務があります。

1.3 ビジネスパートナーから旅費、宿泊費の供与を受けることは許されません。ビジネス出張の際、パートナー所有の飛行機に搭乗する場合のみ例外が認められますがその場合は直属の上司および上席副社長（レベルC以上）の事前許可が必要です。ビジネスパートナーが宿泊費を支払った場合、また所有施設で宿泊を提供された場合、相当金額を支払い、エクスペンズレポートにて出張費の清

算を行ってください。

- 1.4 同一の相手からのスポーツイベント、アクティビティー、ショーなど社交の場での接待は年に2回まで許されます。またその場合ホストとなる相手の代表者が同席していなければなりません。
- 1.5 ダイムラー・クライスラーのサプライヤー、ディーラー、顧客から個人的に商品を購入したり、サービスの提供を受ける場合は、その商品、サービスに値する正当な金額を支払い、その証となる書類も保持してください。
- 1.6 サプライヤー、ディーラー、顧客から個人的な融資を催促したり、受けることは許されません。
- 1.7 ダイムラー・クライスラー社が開催するイベント、誕生日祝い、退職祝賀会などでサプライヤー、ディーラー、顧客がスポンサーになることは許されません。同様に従業員が個人的にまたは会社を代表して、個人または会社がスポンサーしている慈善事業や慈善に準ずる事業にサプライヤーの参加を促したり、寄付を受けることは許されません。サプライヤーを決定する際にコスト、品質、納品以外の考慮をしなければならない背景を生み出すこととなります。
- 1.8 ダイムラー・クライスラーの従業員全員が同様に受けることのできる割引またはプロモーションであれば、受けてもかまいません。商品やサービスの調達や供給に影響を与える割引や一部の従業員にのみ適用される割引は受けてはいけません。
- 1.9 従業員、及び従業員の家族は、サプライヤー、ディーラー、顧客に贈物を催促したり、個人的な利益を受けてはいけません。30ユーロ/30USドル以下で相手から差し出されたプロモーショングッズ等で、ダイムラー・クライスラー社の業務上の判断に影響がないと思われる場合は受けてもかまいません。これ以上の価値のある贈物は受け取ってはいけません。そしてダイムラー・クライスラー社の贈物に対する方針を説明してください。

この件について質問がある場合は(例えば贈物を拒否することがその国の文化的背景で不適当と思われる場合)、上司またはXII章に記載された部門に相談してください。

2. 外部活動

ダイムラー・クライスラー社の許可なしに営利団体の役員を引き受けることはできません。また、職務の妨げになるような個人的事業活動に従事してはなりません。また、事前の許可なしにビジネスパートナーや競合他社で働いたりサービスを提供したりしてはいけません。職務の妨げにならない限り、地域社会、政府機関、教育機関あるいは市民団体に参加すること、またプライベートクラブ、教育機関、チャリティー、病院等の役員を務めることは許されています。

3. 株式所有

ダイムラー・クライスラーの従業員及びその近親者はダイムラー・クライスラーと現在取引しているまたは取引を予定しているビジネスパートナーや関連会社の未公開株利益を直接または間接的に受け取ってはいけません。ダイムラー・クライスラー従業員としての職務遂行に影響を与えない利益は除外されます。

4. ダイムラー・クライスラーの代表として

従業員が地域社会、政府機関、教育機関、市民団体、あるいは非営利組織にダイムラー・クライスラーの代表として参加あるいは役員を務める場合、事前に上司の許可が必要です。

ダイムラー・クライスラー社の役員や管理職はよく会社に関するインタビューや講演、記事を書くことを要請されます。インタビュー、講演、記事で発表する内容と時期は上司の許可を得、ダイムラー・クライスラー社の利益、プログラムと合致しているかどうか、コミュニケーション・オフィスの同意を得ているかどうかを確認してください。謝礼金、経費の清算その他報酬はダイムラー・クライスラー社の受け取りになります。例外はディレクターレベル以上の承認を事前に必要とします。

V. 内部統制

1. 資産と情報の保護

ダイムラー・クライスラー資産の損失、盗難、不正使用、無断使用やアクセスおよび処分を防ぐことが従業員の責任です。業務上必要な場合のみ会社の資産を使うことが許されます。

機密情報とはダイムラー・クライスラー社またダイムラー・クライスラー商品に関する非公開であるべき情報で、従業員は勤続中また退社後も会社の機密を守らなくてはなりません。また、ソフトウェア、インフォメーションテクノロジー、電子メール、インター/イントラ/エキストラネット、ボイスメールなどの取り扱いについて会社が設けた使用、アクセス、保護ガイドラインに従わなければなりません。さらに個人情報情報は厳密に保護されなければなりません。

2. 内部統制/レポート/記録保持

ダイムラー・クライスラー社の方針は法律、企業ポリシーを遵守し、会社資産を保護しその悪用を防止し、外部取引、業務活動における適切な承認手順を明確にするために効果的な内部統制を維持することです。

ダイムラー・クライスラー社は財政状態を正確に記した財務報告書をはじめ、全世界の事業および法律に合致した外部報告書を作成します。

こういった方針を実現するためには従業員が正確かつ完全に業務活動を記録し、ビジネスパートナーとの取引や契約の文書化および適切な承認手順について取り決めなくてはなりません。特に業務上発生した経費は正確にかつ迅速に報告しなければなりません。

会社の記録はすべてダイムラー・クライスラー社が所有権を有し、適応する方針に基づき作成し、保管しなければなりません。

3. 投資家との関係/インサイダートレーディング

ダイムラー・クライスラー社のポリシーは公に取引されている証券市場の秩序の促進を目的としてドイツ、アメリカの証券法および証券取引ガイドラインに基づき、ビジネスに関わる重要な情報を公開することです。

証券価格に影響があると思われる資料や内部情報と考えられる未公開情報の機密を

維持できているかどうかはこのポリシーの実現はかかっています。重要な書類や内部情報を保持しているときに、公開されているダイムラー・クライスラーやビジネスパートナーの株を売買または売買を目的として情報を開示することは証券取引法およびダイムラー・クライスラー社のポリシーに違反します。

VI. 品質

ダイムラー・クライスラー社の品質または品質改善に対するコミットメントは、会社の成長、繁栄に必要不可欠です。社内また社外の顧客の期待を上回るよう努力し、製品およびサービスの品質向上に継続的に努めて下さい。

VII. **ダイムラー・クライスラー社会的責任の原則**

ダイムラー・クライスラーは、その社会的責任、ならびにグローバル・コンパクトの基礎となっている9つの原則を認識しています。これら共通の目標を達成するため、ダイムラー・クライスラーは世界各地の従業員代表者との間で以下のような原則に合意しました。

ダイムラー・クライスラーは国連の提唱を支持し、他の企業・機関と協力しながら、グローバル化の進行が地球上の人々に懸念や警戒心を惹き起こさないようにしたいと考えています。ダイムラー・クライスラーは、雇用の創出と維持を主な柱として、グローバル化を顔の見えるものにしたいと考えています。ダイムラー・クライスラーは、社会的責任が会社の長期的繁栄の重要な一要素であることを確信しています。これは、株主、ビジネスパートナー、顧客、従業員にも当てはまるもので、これによりダイムラー・クライスラーは将来の世界平和と繁栄に貢献することができます。

しかしこの責任を果たすには、ダイムラー・クライスラーが高い競争力を持ち、それを長年にわたって維持する必要があります。社会的責任を果たすことは、価値重視の企業にとって不可欠な要件です。国際労働機関（ILO）条約を指針とした以下の原則は、ダイムラー・クライスラーが全世界で実施してきたものであり、これを確立する際は、文化および社会的価値感の多様性を十分認識し、留意しています。

人権

ダイムラー・クライスラーは国際的に認められた人権の保障を尊重し支持します。

強制労働

ダイムラー・クライスラーは、あらゆる形態の強制労働を糾弾します。

児童労働

ダイムラー・クライスラーは、搾取的である児童労働の撤廃を支持します。子供は成長を阻害されてはならず、健康と安全に悪い影響を及ぼす事があってはなりません。子供の尊厳は尊重されなければなりません。

機会均等

ダイムラー・クライスラーは雇用に関する機会均等を維持することに努めており、国内法が特定の基準による選別を明示的に認めている場合を除いて、性、人種、身体障害、国籍、宗教、年齢、性的指向に基づいて従業員を差別しません。

同一労働同一賃金

適用される法規制の範囲内で、ダイムラー・クライスラーは「等価値労働同一賃金」（例：男女同一賃金等）の原則を尊重します。

従業員および従業員代表者との関係

ダイムラー・クライスラーは、労働組合を結成する権利を認めています。

組合運動の期間中、ダイムラー・クライスラーと役員は中立を守ります。労働組合とダイムラー・クライスラーは民主主義の基本原則を遵守し、従業員が自由な決定を行えるよう配慮します。ダイムラー・クライスラーは団体交渉権を尊重します。

この人権の詳細は、国内の法規制や既存の協定に従うもので、組合活動の自由は、これが法的に保護されていない国においても保障されます。

従業員、従業員代表者、および労働組合とは建設的協力関係を築きます。このような協力の目的は、ダイムラー・クライスラーの商業的利害と従業員の利害とが公正な均衡を達成する事にあります。意見の相違がある場合でも、建設的な協力関係が長期的に維持できる様な解決策を見出す事を常に目指します。

ダイムラー・クライスラーは個々の従業員ができる限り直接的に参画でき、情報が伝達される事を目指しています。従業員の処遇、及び従業員とのコミュニケーションは尊敬をもって行われなければなりません。

労働条件

ダイムラー・クライスラーはあらゆる搾取的な労働条件に反対します。

健康の保護

ダイムラー・クライスラーは国内法で定められた水準以上の職場の労働安全衛生を保障し、労働環境の継続的改善を支持します。

報酬

ダイムラー・クライスラーは、法的に確立された最低賃金、ならびに各地の労働市場の水準以上の適切な報酬を受ける権利を尊重します。

労働時間

ダイムラー・クライスラーは、労働時間および定期的な有給休暇に関する国内法および協定を遵守することを保証します。

研修

ダイムラー・クライスラーは、すぐれた業績および高い労働品質の実現を目的とした従業員の研修を支援します。

サプライヤー

ダイムラー・クライスラーは、サプライヤーがその社内において同等の原則を導入・実施することを支持し、奨励します。

ダイムラー・クライスラーはサプライヤーに対し、ダイムラー・クライスラーとの関係の基礎としてこれらの原則を遵守することを期待しています。

ダイムラー・クライスラーは上記事項を、持続的な取引関係に有利な基礎条件であると見なしています。

VIII. 環境保護

ダイムラー・クライスラー社は今の世代また次世代のために地球環境を保護することに専念し、環境保護に関する法律や規制を遵守します。そして資源の節約、リサイクルの促進、公害の抑制、自然環境の保護に貢献する新製品や生産技術の開発に従業員が積極的に参加することを支援します。

IX. 高い倫理水準へのコミットメント

ダイムラー・クライスラーは、企業取引において高い倫理水準を達成することに努めます。ダイムラー・クライスラーは、従業員あるいはビジネスパートナーによる非倫理的あるいは不正な行為を容認しません。

ダイムラー・クライスラーは、贈収賄その他いかなる汚職についても、これを行い、容認することを厳しく禁止します。

ダイムラー・クライスラーは、内部管理の潜在的弱点を特定・是正するため、その事業部門内の適切な資源を継続的に使用します。

X. 競合他社およびビジネスパートナーとの関係

ダイムラー・クライスラー社は適正価格、公正な競争、消費者保護に関して、独占禁止および通商に関する法律を遵守します。このような法律は競合他社、サプライヤー、ディーラー、エンドユーザーとダイムラー・クライスラー社の関係を規制するものです。価格を固定、調整し、販売区域や顧客を分割し、自由でオープンな競争を妨げる様々な合意や活動を禁止します。

会社の独占情報あるいは競争に影響する情報の取り扱いを規制するとともに特定のサプライヤーやビジネスパートナーに限定した取引を行うことを制限します。このような法律は消費者に対する情報公開、また顧客問題の解決に関しても規定しています。

独占禁止および通商に関する法律は多岐にわたりダイムラー・クライスラー社の国内外の事業活動に影響を及ぼします。このような法律に違反した場合の罰則は厳重です。こういった法律があなたの職務にどう関わっているか疑問がある場合は、オフィス・オブ・ジェネラル・カウンセルにお問い合わせください。

ビジネスパートナーや競合他社に関する情報を収集する際、ダイムラー・クライスラー社は合法的手段を用い、違法または会社に不利になる行為は避けなくてはなりません。

XI. 国外政府機関及び顧客との関係 - 国際通商法

ダイムラー・クライスラー社は賄賂禁止、輸出管理、関税、アンチボイコットに関する法律を遵守する責任があります。このような国際通商法は多岐にわたりダイムラー・クライスラー社の世界中の事業と従業員に影響を与えます。

賄賂禁止に関する法律はビジネスの獲得、誘致を得るために国内外の政府高官、軍当局、国連や世界銀行といった国際組織の代表に直接または間接的に高価なものを提供することを禁止しています。この法律は記録、経理処理、内部統制を義務づけています。社内で要求される経理、内部統制同様、すべての商取引に関する記録、報告が、正確かつ誠実であることが求められます。

輸出管理および関税に関する法律はダイムラー・クライスラー社がどこでどのように商品や技術を買買し、情報を交換するかについて規制しています。これらの法律は特定の国に対して取引を行うことを禁止したり、商品や技術を輸出、移転する前に許可を得ることを義務づける場合があります。関税に関する法律は商品に関する書類提出、正確な報告、そして見積もりを義務づけています。アンチボイコット法は国外へのボイコットに参加することを禁じ、また事業活動や人員についての情報開示を制限しています。さらにボイコットへの参加や情報に対する要求を報告するよう義務づける場合があります。

国際通商法は複雑で違反した際は個人責任や禁固刑といった厳重な罰則を課せられます。

ダイムラー・クライスラー輸出管理指針のような社内規定や国際貿易手順に従うこともダイムラー・クライスラー社の世界的名声を保つために欠かせません。

こういった法律や指針があなたの職務にどう関わっているか疑問がある場合は、オフィス・オブ・ジェネラル・カウンセルにお問い合わせください。

XII. 倫理規定の遵守

1. 問合せ先

ダイムラー・クライスラー社の倫理規定やビジネス倫理に関して不明な点がある場合は上司と相談してください。また、ダイムラー・クライスラー倫理規定イントラネットのサイトを参照するか現地の人事部にお問い合わせください。もしくは、下記の機関に連絡してください。(必要であれば内密にいたします。)

アーバンヒルズ

ビジネスプラクティスオフィス

住所 : DaimlerChrysler Corp, BPO,
1000 Chrysler Drive,
CIMS 485-02-12
Auburn Hills, MI 48326, USA

電話 : +1-248-512-9800

Fax : +1-248-512-1750

E-mail : bpoffice@dcx.com

シュトゥットガルト

ビジネスプラクティスオフィス

住所 : DaimlerChrysler AG,
HPC:CA, Z133,
D-70546 Stuttgart

電話 : +49 711-17-96528

Fax : +49 711-17-79054323

E-mail : [Extern : BPO.Germany@DaimlerChrysler.com](mailto:Extern:BPO.Germany@DaimlerChrysler.com)
[Intern : BPO Germany Pool-ID/096/DCAG/DCX](mailto:Intern:BPO.Germany.Pool-ID/096/DCAG/DCX)

2. 処罰

ダイムラー・クライスラー倫理規定その他のダイムラー・クライスラーポリシー、ガイドラインに違反した場合は解雇や法的手続きまで含んだ懲戒処分を受けることがあります。

ダイムラー・クライスラーグループの管理者、経営陣は全従業員がダイムラー・クライスラー倫理規定の内容を熟知しそれに従うように指導する責任があります。この責任を果たさない場合は上司、管理者もまた懲戒処分や法的処分を受けることになります。

企業監査部門は関係部署と協力し、これらの原則の遵守状況を調査時に審査するとともに、監査基準にそれらを含めます。

ダイムラー・クライスラーは、ダイムラー・クライスラー倫理規定の規定を修正・解釈する権利を留保します。

コピーが必要な場合は下記にご連絡ください。

ダイムラー・クライスラー企業監査
アーバンヒルズ/シュツットガルト

Fax : +1-248-512-1750
+49 711-17-79054323
E-mail : bpoffice@dcx.com
BPO Germany Pool-ID/096/DCAG/DCX

イントラネット

英語 http://intra.daimlerchrysler.com/company/policies/policies_e.htm
ドイツ語 http://intra.daimlerchrysler.com/company/policies/policies_g.htm

ダイムラークライスラー社の倫理規定に関する問い合わせ先

三菱ふそうの社員は、コンプライアンス推進室にお問い合わせください。

	内線番号	メールアドレス
古谷 知士	品川 4615	satoshi.furuya@mitsubishi-fuso.com
石塚 俊夫	品川 4552	Toshio1.ishizuka@mitsubishi-fuso.com